

平成 23 年 6 月 17 日  
厚生労働省大臣官房統計情報部

被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合  
(毎月勤労統計調査での提出調査票による特別集計)  
(平成 23 年 4 月確報)

被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）において、毎月勤労統計調査の規模 30 人以上の対象事業所で平成 22 年 4 月の調査票が提出された事業所のうち、今年 4 月の調査票が提出された事業所の割合は 73%、未提出の事業所は 27%であった。

調査票が提出された事業所について、昨年 4 月との労働者の増減状況を見ると、増加の事業所は 30%、増減なしの事業所は 5%、減少の事業所は 39%であった。

被災 3 県における労働者の増減状況別事業所割合（規模 30 人以上）

(%)

| 年 月           | 前年同月<br>調査票<br>提出事業所 | 調査票<br>提出<br>事業所 | 常用労働者数の増減状況 |          |     | 調査票<br>未提出<br>事業所 |
|---------------|----------------------|------------------|-------------|----------|-----|-------------------|
|               |                      |                  | 増加          | 増減<br>なし | 減少  |                   |
| 23 年 3 月 (確報) | 1 0 0                | 6 9              | 3 2         | 6        | 3 2 | 3 1               |
| 23 年 4 月 (確報) | 1 0 0                | 7 3              | 3 0         | 5        | 3 9 | 2 7               |

(注)

- 1 未提出事業所には、不幸にも東日本大震災・津波に被災された事業所が含まれる可能性が高い。
- 2 この集計は、新たに調査をした結果ではなく、毎月勤労統計調査の各月調査分として事業所より提出された調査票を用いて特別に集計したものである。
- 3 労働者数の増減状況は、それぞれの事業所の 1 年前の労働者数と比較したものである。したがって、労働者の増減は今回の大震災・津波の影響によるものだけとは限らない。
- 4 労働者の増減は入職と離職の差である。労働者の離職理由としては、契約期間満了、経営上の都合、定年、労働者本人の責、労働者の個人的理由、労働者の死亡・傷病などがある。